

喜連川社会復帰促進センターにおける
SDG s 達成に向けた連携協力事業
基本協定書

持続可能な開発のための2030アジェンダに掲げられた持続可能な開発目標（SDG s）は、誰一人取り残さない持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標であり、国と地方自治体の壁を越え、行政と民間企業、団体等の垣根も越えた形で、広範なステークホルダーとの連携を推進していくことが必要である。

民間企業においては、それぞれの企業が経営戦略の中にSDG sを捉え、個々の事業戦略に落とし込むことで、持続的な企業成長を図っていくことが重要である。

地方自治体においては、人口減少、地域経済の縮小等の課題はあるものの、SDG s 達成に向けた取組は、まさにこうした地域課題の解決に資するものであり、SDG sを原動力とした地方創生を推進することが期待される。

研究機関における学術研究や自然保護団体における環境保全活動は、市民や民間企業、政府等とビジョンや情報を共有することで、種々の課題や緊急性に対する認識を高め、広い意味での科学技術イノベーションを起こし、SDG s 達成の手段として大きな役割を果たしていくことが必要である。

刑事政策の分野では、令和3年に2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進をテーマとする第14回国連犯罪防止刑事司法会議が開催された。本会議を通じ、国民が安全で安心して暮らせる社会を実現するため、犯罪をした者等が、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現のため、国、地方自治体、民間企業等が緊密に連携協力し、再犯防止を総合的に推進する必要性についての認識が深まったところである。

このような現状に鑑み、本基本協定の構成員は、喜連川社会復帰促進センター（以下「センター」という。）における、環境保全に資する取組を始めとするSDG s 達成に向けた連携協力事業（以下「本事業」という。）を実施することとし、次のとおり合意する。

(目的)

第1条 本事業は、本基本協定の構成員（法務省、喜連川社会復帰促進センター、さくら市、株式会社小学館集英社プロダクション、エームサービス株式会社、ヤフー株式会社、うじいえ自然に親しむ会及び認定特定非営利活動法人アースウォッチ・ジャパン）が、緊密な相互連携の下、それぞれの持つ人材、知見、技術等の資源を活用し、センター及びその周辺地域におけるSDGs達成に向けたサステナブルな取組を進めることで、受刑者の再犯防止等を推進するとともに、地域における環境保全や環境教育、地方創生その他のサステナブルな取組の推進に寄与することを目的とする。

(連携内容)

第2条 本事業では、前条の目的を達成するために次の各号に定める取組を実施する。

- (1) センターの受刑者等の生物多様性・自然環境保全意識の向上に関する次の取組
 - ア 環境教育
 - イ センター内及びその周辺地域に存在する在来種（ミヤコグサ、カワラノギク、ニホンミツバチ等）の保全活動
- (2) センター内における循環型農業及び生産物の活用
- (3) センター内でのプラントベースフードの製造及び矯正展等での販売
- (4) ネット販売実務科（e コマースに関する職業訓練）の実施及び当該職業訓練で制作したストアサイトを活用したネットショップの運営支援
- (5) その他構成員が、センター内及びその周辺地域におけるサステナブルな取組の推進に資すると認める取組（ただし、同センターの管理運営上及び保安警備上の支障が生じないことが認められるものに限る。）

(事業分担)

第3条 次の各号に定めるとおり、構成員ごとに事業分担を行う。なお、取組ごとの詳細な分担は構成員間で協議の上、決定する。

- (1) 法務省は、前条各号に規定する取組に関し、構成員間の調整等を行う。
- (2) さくら市は、前条各号に規定する取組のうち、地域との協働や地域

資源（道の駅等）の活用に関する調整並びに、前条第1号及び第5号に規定する取組のうち、センター周辺地域（国有地を除く。）における取組を実施する。

- (3) 株式会社小学館集英社プロダクションは、前条各号に規定する取組のうち、センターの受刑者の再犯防止に資すると思われる取組を実施する。
- (4) エームサービス株式会社は、株式会社小学館集英社プロダクションと連携し、前条第3号及び第5号に規定する取組を実施する。
- (5) ヤフー株式会社は、株式会社小学館集英社プロダクションと連携し、前条第4号及び第5号に規定する取組を実施する。
- (6) うじいえ自然に親しむ会及び認定特定非営利活動法人アースウォッチ・ジャパンは、その専門的知見等を生かし、さくら市又は株式会社小学館集英社プロダクションと連携して前条第1号、第2号及び第5号に規定する取組を実施する。

（関係者協議会）

第4条 各構成員は、本基本協定に関する事項を協議するための協議会を設置する。

- 2 協議会参加者は、各構成員を代表する者がそれぞれ指定する者とし、協議会は、当該参加者の求めに応じ、法務省矯正局長が招集する。
- 3 協議会の運営に必要な事項は、当該参加者間で協議の上、別途定める。

（有効期間）

第5条 本基本協定の有効期間は、本基本協定の締結の日から令和5年3月31日までとし、期間満了の30日前までに、いずれかの構成員が他の構成員に対し、本基本協定を解除する旨の書面通知を行わない限り、同一条件で更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（雑則）

第6条 構成員は、本基本協定から脱退する場合には、あらかじめ各構成員にその旨通知することとする。

- 2 前項の場合において、当該構成員は、各構成員の同意を得て、第三者にその地位を引き継ぐことができる。
- 3 本基本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、構成員間で別途協議の上定める。

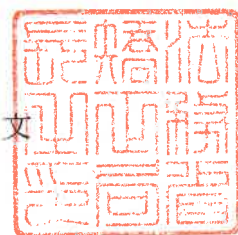
以上を証するため、本基本協定書8通を作成し、法務省、喜連川社会復帰促進センター、さくら市、株式会社小学館集英社プロダクション、エームサービス株式会社、ヤフー株式会社、うじいえ自然に親しむ会及び認定特定非営利活動法人アースウォッチ・ジャパンは、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年1月17日

法務省

法務省矯正局長

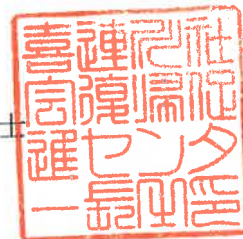
花村博文



喜連川社会復帰促進センター

センター長

畠山武士



さくら市

さくら市長

花塚隆志



株式会社小学館集英社プロダクション

代表取締役社長

都築伸一郎



エームサービス株式会社

代表取締役社長

小谷



ヤフー株式会社 ~~2文字削除~~
代表取締役社長



小澤隆生



うじいえ自然に親しむ会
会

長

高橋伸拓



認定特定非営利活動法人アースウォッチ・ジャパン
理事長 浦辺徹郎



